

# 署名のお願い

2011年2月

各位 様

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会

## 歴史の不条理を糺し、日韓・日朝の誠心の交わりを求めて

春寒の候、皆様におかれましては、お元気でご活躍のことと拝察します。また、皆様の日頃のご活躍に敬意を表します。

さて、突然のお願いで恐縮ですが、署名のご協力をお願い致したくお手紙を差し上げました。

私たちが取り組んできました名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟（内容は裏面を参照して下さい。）は、本年3月1日、名古屋地裁提訴12周年を迎えます。裁判では1審、2審とも敗訴しましたが、地裁判決（2005年2月）は詳細に被害事実を認定し、高裁判決（2007年5月）は被告・国と三菱重工の不法行為を厳しく断罪しました。2008年11月、最高裁は日韓請求権協定を理由に上告棄却という決定を下しました。しかし、私たちは高裁判決を抛り所に、三菱重工業と国に対して「勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会（韓国、光州）」や「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する済州特別自治道支援会」ら韓国の市民団体との連携を強め、原告らによる交渉、署名活動、毎週金曜日三菱重工本社前宣伝活動（約3年、145回）などを積み上げてきました。そして現在、三菱重工業とは解決に向けて協議を重ねています。

しかし、国は解決に向けて踏み出そうとしていません。また、多くの戦時下朝鮮半島からの強制連行被害者は、戦後66年を経過した今なお、事実認定、謝罪、補償を受けず放置されたままです。

私たちは、加害国と関係企業が、こうした歴史の不条理を糺すことは、人道的・道義的責務であり、日韓・日朝間の誠心の交わりを実現し、東アジア共同体を形成する不可欠の課題と考えます。以上の観点から署名のご協力をお願いする次第です。皆様のご理解とお力添えをよろしくお願いします。

### お願い事項

1、締め切りの目処は、年度変わりの3月末とします。

1、署名の集約についてはご面倒をお掛けしますが、下記宛にお送り下さい。

〒464-0863 名古屋市千種区小松町6-9-1 小出裕・方  
名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会

# 署名のお願い

2011年2月

団体御中

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会

## 歴史の不条理を糺し、日韓・日朝の誠心の交わりを求めて

春寒の候、皆様におかれましては、お元気でご活躍のことと拝察します。また、皆様の日頃のご活躍に敬意を表します。

さて、突然のお願いで恐縮ですが、署名のご協力をお願い致したくお手紙を差し上げました。

私たちが取り組んできました名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟（内容は裏面を参照して下さい。）は、本年3月1日、名古屋地裁提訴12周年を迎えます。裁判では1審、2審とも敗訴しましたが、地裁判決（2005年2月）は詳細に被害事実を認定し、高裁判決（2007年5月）は被告・国と三菱重工の不法行為を厳しく断罪しました。2008年11月、最高裁は日韓請求権協定を理由に上告棄却という決定を下しました。しかし、私たちは高裁判決を拠り所に、三菱重工業と国に対して「勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会（韓国、光州）」や「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する済州特別自治道支援会」ら韓国の市民団体との連携を強め、原告らによる交渉、署名活動、毎週金曜日三菱重工本社前宣伝活動（約3年、145回）などを積み上げてきました。そして現在、三菱重工業とは解決に向けて協議を重ねています。

しかし、国は解決に向けて踏み出そうとしていません。また、多くの戦時下朝鮮半島からの強制連行被害者は、戦後66年を経過した今なお、事実認定、謝罪、補償を受けず放置されたままです。

私たちは、加害国と関係企業が、こうした歴史の不条理を糺すことは、人道的・道義的責務であり、日韓・日朝間の誠心の交わりを実現し、東アジア共同体を形成する不可欠の課題と考えます。以上の観点から署名のご協力をお願いする次第です。皆様のご理解とお力添えをよろしく申し上げます。

### お願い事項

1 団体署名 枚、個人署名 5枚をお送りしました。

1 締め切りの目処は、年度変わりの3月末とします。

1 返信用封筒をご利用ください。誠に恐縮ですが、切手代はご負担下さい。

# 名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟とは？

## ウソと甘言と脅迫で連行された「少女」たち

日本に行けば「女学校に行ける」「給料も貰える」と勧誘された国民学校を卒業をするかしないかの年端もいかない（12～14歳）少女たちは、その「甘言」を信じ、親の反対を押し切って、名古屋に強制連行されて来たのです。しかし、三菱重工業名古屋航空機製作所での生活は、約束とは大違いでした。「学校には行けず、厳しい労働、そして食事も日本人と差別され、ひもじい毎日でした。東南海地震（1944/12/7）では、6名の少女が圧死しました。空襲の恐怖にも苛まれました。名古屋での空襲を避けるため富山への工場疎開で、彼女たちも富山に移動しました。富山でも、厳しく、ひもじい毎日が続きました。そして、日本が敗戦した1945年の10月頃、「給料は後から送るから」と言われ、「着の身着のまま」で祖国、朝鮮に帰りました。



三菱のマークの入ったヘルメットをかぶる少女

## 「少女」たちの人生を奪った誤解

日本から帰った彼女たちを待っていたのは、挺身隊＝軍「慰安婦」という挺身隊言説でした。戦時下の植民地朝鮮から多くの若い女性が海外に連れ去られ、軍「慰安婦」とされたため、朝鮮では勤労挺身隊と軍「慰安婦」を区別することが不可能な状況がつくり出されていたのです。こうして彼女たちは、軍「慰安婦」被害者と同じように自らの被害事実を隠し続けることを余儀なくされたのです。

## 一日も早い解決を

国と三菱重工が加害責任を明確にすることなく放置し続けたため、今日の今日まで挺身隊＝軍「慰安婦」という烙印を押され、軍「慰安婦」被害者と同じ怯えにさらされている元勤労挺身隊員が大勢いるのです。まさに国と三菱は、彼女たちから「青春」と「人生」を奪ったのです。国と三菱重工が1日も早い「心から謝罪と補償」に踏みきることの意味は、ここにもあるのです。

## 名古屋高裁判決に答える責任がある三菱重工！

名古屋高裁判決（2007年5月31日）は、国と三菱重工が朝鮮女子勤労挺身隊員らに対してなした強制連行・強制労働は、「本件工場における労働・生活については、同人らの年齢、その年齢に比して過酷な労働であったこと、貧しい食事、外出や手紙の制限・検閲、給料の未払いなどの事情が認められ」、「個人の尊厳を否定し、正義・公平に著しく反する行為と言わざるを得ない」として、国と三菱重工の不法行為を厳しく断罪しています。



# 朝鮮人強制連行被害者補償立法の実現を求める要請

内閣総理大臣  
菅 直人 様

2011年 月

## 【要請趣旨】

2010年は、日本が大韓帝国を強制併合して100年目に当たる年でした。1910年から1945年まで足かけ36年間続いた日本の植民地支配、そして日本の敗戦により植民地支配が終わり、66年もの年月が経過しましたが、植民地支配による加害の清算は未解決のままです。日本と朝鮮民主主義人民共和国との間には国交回復さえありません。

日本の司法は、戦後補償を求める裁判では日韓請求権協定を理由に請求を棄却しています。しかし、日本政府と関係企業は、強制労働・日本軍「慰安婦」・軍人軍属等いずれの強制連行被害者に対しても真相究明、謝罪、補償、歴史的事実を記録するという歴史的課題を解決していません。

戦後66年間、謝罪も補償もされず放置されてきた被害者の多くが亡くなり、生存者も高齢に達しており、残された時間は多くありません。まさに待ったなしの課題です。また、被害者の遺族も補償を求めて立ち上がっています。植民地支配による加害責任には時効はありません。過去清算は日本と朝鮮半島の未来のために必ず解決されなければならない課題です。

以上をふまえ、私たちは下記事項の実現を強く求めます。

## 【要請項目】

以下の内容を含んだ法律を制定すること

一、補償対象は、国家総動員法による労務動員計画及び国の関与によって朝鮮半島から強制動員され、強制労働させられた朝鮮人とその遺族とする

一、日本政府と関係企業が共同で出資して財団を設立し、補償金支給、未来事業を実施する

一、被害者認定を行うために、調査機関を設置するとともに、政府・企業に所蔵する関係資料等を提供することを義務づける

氏 名	住 所

## 【取り扱い団体】

- ・強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク 全造船関東地協内 090-2466-5184 (矢野)
- ・名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会  
事務局＝高橋信 方 〒464-0016 名古屋市千種区希望ヶ丘 1-5-37 T/F052-762-1528  
連絡先＝小出裕 方 〒464-0853 名古屋市千種区小松町 6-9-1 T/F052-731-9445

# 朝鮮人強制連行被害者補償立法の実現を求める要請

内閣総理大臣  
菅 直人 様

2011年 月

## 【要請趣旨】

2010年は、日本が大韓帝国を強制併合して100年目に当たる年でした。1910年から1945年まで足かけ36年間続いた日本の植民地支配、そして日本の敗戦により植民地支配が終わり、66年もの年月が経過しましたが、植民地支配による加害の清算は未解決のままです。日本と朝鮮民主主義人民共和国の間には国交回復さえありません。

日本の司法は、戦後補償を求める裁判では日韓請求権協定を理由に請求を棄却しています。しかし、日本政府と関係企業は、強制労働・日本軍「慰安婦」・軍人軍属等いずれの強制連行被害者に対しても真相究明、謝罪、補償、歴史的事実を記録するという歴史的課題を解決していません。

戦後66年間、謝罪も補償もされず放置されてきた被害者の多くが亡くなっており、生存者も高齢に達し、残された時間は多くありません。まさに待ったなしの課題です。また、被害者の遺族も補償を求めて立ち上がっています。植民地支配による加害責任には時効はありません。過去清算は日本と朝鮮半島の未来のために必ず解決されなければならない課題です。

以上をふまえ、私たちは下記事項の実現を強く求めます。

## 【要請項目】

以下の内容を含んだ法律を制定すること

- 一、補償対象は、国家総動員法による労務動員計画及び国の関与によって朝鮮半島から強制動員され、強制労働させられた朝鮮人とその遺族とする
- 一、日本政府と関係企業が共同で出資して財団を設立し、補償金支給、未来事業を実施する
- 一、被害者認定を行うために、調査機関を設置するとともに、政府・企業に所蔵する関係資料等を提供することを義務づける

〈団体名〉

肩書き・代表者氏名

住所：〒

電話：

FAX：

## 【取り扱い団体】

- ・強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク 全造船関東地協内 090-2466-5184 (矢野)
- ・名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会  
事務局＝高橋信 方 〒464-0016 名古屋市千種区希望ヶ丘1-5-37 T/F052-762-1528  
連絡先＝小出裕 方 〒464-0853 名古屋市千種区小松町6-9-1 T/F052-731-9445